

瀬戸市選挙管理委員会告示第10号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月12日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 勝谷哲次

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区		別表第1（第8条関係） 法第2条の選挙の投票区	
投票区	区域	投票区	区域
	<省略>		<省略>
<u>水無瀬</u>	水無瀬町 瘤木町 原山町	<u>新郷</u>	水無瀬町 瘤木町 <u>新郷町</u> <u>幡野町</u> 原山町
	<省略>		<省略>
赤重	赤重町 <u>新郷町</u> <u>幡野町</u> 東赤重町1丁目 東赤重町2丁目 緑町1丁目 緑町2丁目 白山町1丁目 白山町2丁目	赤重	赤重町 東赤重町1丁目 東赤重町2丁目 緑町1丁目 緑町2丁目 白山町1丁目 白山町2丁目
	<省略>		<省略>

附 則

この告示は、平成30年12月1日から施行する。